

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市南区出島二丁目1番29号

氏 名 有限会社アイアイ・システム

取締役 濱田 信幸

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實

許可の年月日 令和 2 年 1 0 月 1 日

許可の有効期限 令和 7 年 9 月 3 0 日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年 月 日	更 新 ・ 変 更 の 別	年 月 日	更 新 ・ 変 更 の 別

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

令和 6 年 1 2 月 1 8 日 業の一部廃止により書換

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
収 集 運 搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白	廃アルカリ 廃プラスチック類 がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)この欄以下余白
収 集 運 搬 (積替・保管を含まない) 以 下 余 白	汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 廃紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以 下 余 白